

# 益子特別支援学校 進路だより 号外

## ◆◆◆障害基礎年金について 最終号◆◆◆

### ★補足とおさらい

#### (1) 原則、初診日証明は不要

通常、障害年金を申請する時には病気やケガのために初めて病院を受診した日を明らかにする必要があり、初診の病院で初診日証明の書類を書いてもらったり、初診日がわかるような資料を集めたりしなくてはなりません。

しかし、知的障害は生まれた日が初診日とされています。そのため、他の傷病とは異なり、特に初診日の証明書類を提出しなくても申請ができます。初診日の証明書の代わりに療育手帳の写しを提出すれば、初診日の証明として扱われます。

#### (2) 20歳が近づいたら動き出す

障害年金は20歳以上かつ初診日から1年6ヶ月経過した日（この日を「障害認定日」といいます）から申請することができます。知的障害の場合、誕生日が初診日のため、20歳から障害年金の申請が可能です。受給のための準備は、20歳誕生日の半年ぐらい前に年金窓口にご相談することから始めてください。なお、医師の診断書は有効期限が3か月なので、早く取得しすぎると期限切れになりますので注意してください。

#### (3) 仕事をしていても受給の可能性あり

働いていると支給されないと誤解されがちですが、障害年金では単に仕事ができているという事実だけで不支給になることはありません。等級判定ガイドラインでは、就労状況と等級判定について次のように記載されています。

- ①『一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、仕事の内容が保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な業務であれば2級の可能性を検討する。』
- ②『一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、他の従業員との意思疎通が困難で、かつ不適切な行動がみられることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。』

一般企業で就労していても、2級の支給可能性はあることが分かります。

#### (4) 療育手帳の等級やIQとの関係

療育手帳の区分が軽度だからといって、受給できないということはありません。等級判定ガイドラインでは療育手帳やIQと障害年金の等級判定について次のように記載されています。

『知能指数を考慮する。ただし、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を考慮する。』

つまり、療育手帳の区分や知能指数によって障害年金の等級が決まるわけではありません。

## (5) 所得制限

知的障害は先天性疾患のため、保険料を全く納めていなくても受給できる（無拠出制年金）代わりに、受給者本人の所得による制限があります。

|          |             |             |             |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 受給者の年間所得 | 370万4000円以下 | 370万4001円以上 | 472万1000円以上 |
| 障害年金     | 全額支給        | 1/2支給停止     | 全額支給停止      |

※所得とは収入額からその収入を得るためにかかった必要経費と障害者控除等の諸控除を除いたものです。市町村役場で発行される所得証明書等で確認することができます。

## (6) 「更新」について

ほとんどの方については更新があり、3～5年ごとに「障害状態確認届」が送られてきます。知的障害者の場合は、更新年の7月に送付されることがほとんどです。「確認届」が手元に届いたら、医師に作成を依頼し、年金窓口へ提出します。なお、障害の状態が良くならない方（例えば手足が欠損している等）については、「永久認定」といって更新なしで永続的に受給できる場合があります。

更新の必要性については、年金証書の右下に「次回診断書提出年月日」記載があるかどうかで分かります。

## (7) 等級に納得できない、または不支給になった場合

「審査請求」「再請求」をすることができます。「審査請求」は書類を出し直すことはできず、提出済みの書類をもう一度見直すという趣旨のため、書類に不備がなければ結果が変わることはありません。書類そのものを再提出したい場合には、「再請求」（はじめからやり直し）を行うこととなります。「審査請求」と「再請求」は同時に行うこともできます。

## 最終号のまとめ

◎初診日証明は「療育手帳」でOK！

◎20歳誕生日の半年前くらいから手続き開始！

◎医師の診断書は有効期限に注意！

◎所得制限があるため、年収の多い人はもらえない！

◎ほとんどの場合、3～5年ごとに更新（再審査）がある！

以上、4回に渡って「障害基礎年金」について簡単に紹介してきました。繰り返しになりますが、記事はインターネットサイト等から情報を引用し、まとめたものになります。より正確な情報については、市町の福祉課または年金窓口等にお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。